

静岡県告示第703号

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月7日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) この要綱において「<u>訪問介護事業所</u>」とは、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護の事業を行う事業所をいう。</u></p> <p>(11) この要綱において「<u>訪問入浴介護事業所</u>」とは、<u>介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護又は同法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護の事業を行う事業所をいう。</u></p> <p>(12) この要綱において「<u>訪問看護事業所</u>」とは、<u>介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護の事業を行う事業所をいう。</u></p> <p>(13) この要綱において「<u>訪問リハビリテーション事業所</u>」とは、<u>介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション又は同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う事業所をいう。</u></p> <p>(14) この要綱において「<u>居宅療養管理指導事業所</u>」とは、<u>介護保険法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導又は同法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導の事業を行う事業所をいう。</u></p> <p>(15) この要綱において「<u>大規模通所介護事業所</u>」とは、<u>介護保険法第8条第7項に規定する通所介護の事業を行う事業所のうち、</u></p>	<p>第2 定義</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) この要綱において「<u>訪問看護事業所</u>」とは、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護又は同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護の事業を行う事業所をいう。</u></p>

その利用定員が19人以上のものをいう。

(16) この要綱において「通所リハビリテーション事業所」とは、介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション又は同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションの事業を行う事業所をいう。

(17)～(21) (略)

(22) この要綱において「福祉用具貸与事業所」とは、介護保険法第8条第12項に規定する福祉用具貸与又は同法第8条の2第10項に規定する介護予防福祉用具貸与の事業を行う事業所をいう。

(23) この要綱において「福祉用具販売事業所」とは、介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売又は同法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売の事業を行う事業所をいう。

(24) (略)

(25) この要綱において「夜間対応型訪問介護事業所」とは、介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護の事業を行う事業所をいう。

(26) この要綱において「地域密着型通所介護事業所」とは、介護保険法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護の事業を行う事業所をいう。

(27)～(31) (略)

(32) この要綱において「居宅介護支援事業所」とは、介護保険法第8条第24項に規定する居宅介護支援の事業を行う事業所をいう。

(33)～(37) (略)

(38) この要綱において「介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所」と

(11)～(15) (略)

(16) (略)

(17)～(21) (略)

(22)～(26) (略)

は、介護保険法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の当該指定に係る同法第115条の45第1項第1号に規定する第一号事業を行う事業所をいう。

(39)～(46) (略)

(47) この要綱において「生活支援ハウス」とは、老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、かつ、高齢者の居住の用に供するための施設であって、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域において整備されるもの、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯において同法第3条第1項に規定する豪雪地帯対策基本計画に基づいて整備されるもの、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村において整備されるもの、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第5条に規定する水源地域整備計画に基づいて整備されるもの、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域において整備されるもの又は過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域において同法第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づいて整備されるものをいう。

(48) (略)

(49) この要綱において「小規模介護付きホーム」とは、有料老人ホーム又はサービス付

(27)～(34) (略)

(35) この要綱において「生活支援ハウス」とは、老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、かつ、高齢者の居住の用に供するための施設であって、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に規定する離島振興対策実施地域において整備されるもの、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項に規定する豪雪地帯において同法第3条第1項に規定する豪雪地帯対策基本計画に基づいて整備されるもの、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村において整備されるもの、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第5条に規定する水源地域整備計画に基づいて整備されるもの、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に規定する半島振興対策実施地域において整備されるもの又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（令和3年厚生労働省第83号）附則第4条の適用を受けるものを含む。）において同法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて整備されるものをいう。

(36) (略)

(37) この要綱において「小規模介護付きホーム」とは、有料老人ホーム又はサービス付

き高齢者向け住宅のうち、その入所定員が29人以下であって、介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行うものをいう。

(50)～(53) (略)

第3 補助の対象及び補助率（額）

(1) 補助の対象及び補助率（額）

別表2に掲げるとおりとする。

(2) 補助の対象の特例

介護サービス提供体制整備促進事業であって、交付の決定の前に着手し、又は完了したのものについては、補助の対象とすべき特別な理由があると知事が認めた場合に限り、補助の対象とするものとする。この場合において、交付の決定の前に完了したものを補助の対象とするときは、第5の(1)及び(2)、第6、第7並びに第9の規定は適用せず、第4の(1)イ中「交付申請一覧表」とあるのは「精算額一覧表」と、第4の(1)ウ中「申請額算出内訳表」とあるのは「精算額内訳表」と、第4の(1)エ中「事業計画書」とあるのは「事業実績書」と、第4の(1)カ中「収支予算書」とあるのは「収支決算（見込）書」と、「歳入歳出予算書」とあるのは「歳入歳出決算（見込）書」と、第8の(2)中「補助金交付確定通知書」とあるのは「補助金交付決定及び確定通知書」と、別表2中「要する」は「要した」と、様式第1号中「実施したい」とあるのは「実施した」とする。

き高齢者向け住宅（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金交付要綱（平成26年3月31日付け国住心第178号）に規定するサービス付き高齢者向け住宅整備事業の補助対象となるものに限る。次号において同じ。）のうち、その入所定員が29人以下であって、介護保険法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行うものをいう。

(38)～(41) (略)

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表2に掲げるとおりとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表1 地域密着型サービス等整備助成事業の項中(9)を(10)とし、(2)から(8)までを(3)から(9)までとし、(1)の次に次のように加える。

(2) 小規模介護医療院	1 施設当たり	56,000,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり2,800,000円を加算する。)
--------------	---------	--

別表1 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の項中

(7) 認知症高齢者グループホーム
(8) 小規模多機能型居宅介護事業所
(9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
(10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(11) 訪問看護事業所であって、知事が別に定める要件を満たすもの
(12) 施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの

を

(7) 小規模介護医療院
(8) 認知症高齢者グループホーム
(9) 小規模多機能型居宅介護事業所
(10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
(11) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
(12) 訪問看護事業所であって、知事が別に定める要件を満たすもの
(13) 施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの

に改め、同表既存の特別養護老人ホーム等のユニッ

ト化改修等支援事業の項中

大規模特別養護老人ホーム

を

(1) 大規模特別養護老人ホーム

(2) 認知症高齢者グループホーム

に改め、同表介護施設等における新型コロナウイルス

感染症拡大防止対策支援事業の項を次のように改める。

介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業	簡易陰圧装置の設置に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム	1 台当たり	4,320,000円
		(2) 大規模介護老人保健施設		
		(3) 大規模介護医療院		
		(4) 大規模介護療養型医療施設		
		(5) 大規模養護老人ホーム		
		(6) 大規模軽費老人ホーム		
		(7) 大規模有料老人ホーム		
		(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅		
		(9) 大規模短期入所生活介護事業所		
		(10) 大規模短期入所療養介護事業所		
		(11) 地域密着型特別養護老人ホーム		
		(12) 小規模介護老人保健施設		
		(13) 小規模介護医療院		
		(14) 小規模介護療養型医療施設		
		(15) 小規模養護老人ホーム		
		(16) 小規模軽費老人ホーム		
		(17) 認知症高齢者グループホーム		
		(18) 小規模多機能型居宅介護事業所		
		(19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
		(20) 小規模有料老人ホーム		
		(21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅		
		(22) 小規模短期入所生活介護事業所		
		(23) 小規模短期入所療養介護事業所		
		(24) 生活支援ハウス		
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾ		(1) 大規模特別養護老人ホーム	1 か所当たり	1,000,000円
		(2) 大規模介護老人保健施設		
		(3) 大規模介護医療院		
		(4) 大規模介護療養型医療施設		
		(5) 大規模養護老人ホーム		
		(6) 大規模軽費老人ホーム		
		(7) 大規模有料老人ホーム		
		(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅		

ーニングに係る事業であつて、知事が別に定める要件を満たすもの	(9) 大規模短期入所生活介護事業所					
	(10) 大規模短期入所療養介護事業所					
	(11) 地域密着型特別養護老人ホーム					
	(12) 小規模介護老人保健施設					
	(13) 小規模介護医療院					
	(14) 小規模介護療養型医療施設					
	(15) 小規模養護老人ホーム					
	(16) 小規模軽費老人ホーム					
	(17) 認知症高齢者グループホーム					
	(18) 小規模多機能型居宅介護事業所					
	(19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所					
	(20) 小規模有料老人ホーム					
	(21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅					
	(22) 小規模短期入所生活介護事業所					
	(23) 小規模短期入所療養介護事業所					
	(24) 生活支援ハウス					
	従来型個室・多床室のゾーニングに係る事業であつて、知事が別に定める要件を満たすもの			(1) 大規模特別養護老人ホーム	1 か所当たり	6,000,000円
				(2) 大規模介護老人保健施設		
				(3) 大規模介護医療院		
				(4) 大規模介護療養型医療施設		
				(5) 大規模養護老人ホーム		
				(6) 大規模軽費老人ホーム		
				(7) 大規模有料老人ホーム		
				(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅		
(9) 大規模短期入所生活介護事業所						
(10) 大規模短期入所療養介護事業所						
(11) 地域密着型特別養護老人ホーム						
(12) 小規模介護老人保健施設						
(13) 小規模介護医療院						
(14) 小規模介護療養型医療施設						
(15) 小規模養護老人ホーム						
(16) 小規模軽費老人ホーム						
(17) 認知症高齢者グループホーム						
(18) 小規模多機能型居宅介護事業所						
(19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所						

	(20) 小規模有料老人ホーム		
	(21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅		
	(22) 小規模短期入所生活介護事業所		
	(23) 小規模短期入所療養介護事業所		
	(24) 生活支援ハウス		
2方向から出入りできる家族面会室の整備に係る事業であって、知事が別に定める要件を満たすもの	(1) 大規模特別養護老人ホーム	1 施設当たり	3,500,000円
	(2) 大規模介護老人保健施設		
	(3) 大規模介護医療院		
	(4) 大規模介護療養型医療施設		
	(5) 大規模養護老人ホーム		
	(6) 大規模軽費老人ホーム		
	(7) 大規模有料老人ホーム		
	(8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅		
	(9) 大規模短期入所生活介護事業所		
	(10) 大規模短期入所療養介護事業所		
	(11) 地域密着型特別養護老人ホーム		
	(12) 小規模介護老人保健施設		
	(13) 小規模介護医療院		
	(14) 小規模介護療養型医療施設		
	(15) 小規模養護老人ホーム		
	(16) 小規模軽費老人ホーム		
	(17) 認知症高齢者グループホーム		
	(18) 小規模多機能型居宅介護事業所		
	(19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	(20) 小規模有料老人ホーム		
	(21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅		
	(22) 小規模短期入所生活介護事業所		
	(23) 小規模短期入所療養介護事業所		
	(24) 生活支援ハウス		
多床室の個室化に要する改修に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム	定員1人当たり	978,000円
	(2) 大規模介護老人保健施設		
	(3) 大規模介護医療院		
	(4) 大規模養護老人ホーム		
	(5) 大規模軽費老人ホーム		
	(6) 大規模有料老人ホーム		

であつて、知事が別に定める要件を満たすもの	(7) 大規模短期入所生活介護事業所
	(8) 地域密着型特別養護老人ホーム
	(9) 小規模介護老人保健施設
	(10) 小規模介護医療院
	(11) 小規模養護老人ホーム
	(12) 小規模軽費老人ホーム
	(13) 認知症高齢者グループホーム
	(14) 小規模多機能型居宅介護事業所
	(15) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
	(16) 小規模有料老人ホーム
(17) 小規模短期入所生活介護事業所	
(18) 生活支援ハウス	

別表1備考1の表中

「
 既存の施設を取り壊して、現在定員の増員を行わずに、新たな施設を整備すること（一部改築を含む。）。
 ※1 取壊し費用も対象とすることができる。
 ※2 既存施設を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設を取り壊すかどうかは問わない。
 」

を

「
 既存の施設を取り壊して、新たな施設を整備すること（一部改築を含む。）。なお、現在定員を維持することを基本としつつ、地域における特別の事情も踏まえるものとする。
 ※1 取壊し費用も対象とすることができる。
 ※2 既存施設を移転して改築する事業を含む。この場合、既存施設を取り壊すかどうかは問わない。
 ※3 改築に当たり定員を見直す場合には、改築後の定員等について、地域のニーズ等を踏まえたものとなるよう指定権者とあらかじめ協議すること。
 」

に改める。

別表2の1中

- (2) 認知症高齢者グループホーム
- (3) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (6) 認知症対応型通所介護事業所
- (7) 介護予防拠点
- (8) 地域包括支援センター
- (9) 施設内保育施設

を

- (2) 小規模介護医療院
- (3) 認知症高齢者グループホーム
- (4) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (6) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (7) 認知症対応型通所介護事業所
- (8) 介護予防拠点
- (9) 地域包括支援センター
- (10) 施設内保育施設

に改め、同表 2 (2)

中

- (2) 認知症高齢者グループホーム
- (3) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (4) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (6) 訪問看護事業所
- (7) 施設内保育施設

を

- (2) 小規模介護医療院
- (3) 認知症高齢者グループホーム
- (4) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (5) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (7) 訪問看護事業所
- (8) 施設内保育施設

に、「経費であつ

て、知事が別に定める要件を満たすもの」を「経費であつて、知事が別に定める要件を満たすものについて、市町が補助するのに要する経費」に改め、同表 2 (3) 中

- (7) 認知症高齢者グループホーム
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (11) 訪問看護事業所
- (12) 施設内保育施設

を

- (7) 小規模介護医療院
- (8) 認知症高齢者グループホーム
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (11) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (12) 訪問看護事業所
- (13) 施設内保育施設

に改め、同表3(1)中

「需要費」を「需用費」に改め、同表3(2)の表を次のように改める。

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換創設をし、転換改築をし、又は転換改修をする事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホーム (5) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (6) 小規模介護老人保健施設 (7) 小規模介護医療院 (8) 小規模軽費老人ホーム (9) 認知症高齢者グループホーム (10) 小規模多機能型居宅介護事業所 (11) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (12) 生活支援ハウス (13) 有料老人ホーム (14) サービス付き高齢者向け住宅 	<p>静岡県計画及び市町計画に基づく施設等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している 	<p>別表1に掲げる基準単価(別表3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合は、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたもの)によ</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない額(当該額に1,000円未満の端数が</p>

<p>介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換創設をし、転換改築をし、又は転換改修をする事業</p>	<p>(1) 大規模介護医療院 (2) 小規模介護医療院</p>	<p>事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費 (5) その他ユニット化等の改修に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>	<p>り算出された額</p>	<p>生じた場合には、これを切り捨てるものとする。) 以内</p>
<p>介護施設等における看取り環境の整備に係る事業</p>	<p>認知症高齢者グループホーム</p>	<p>静岡県計画及び市町計画に基づく看取り環境の整備に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）、需用費（修繕費）、使用料及び賃借料又は備品購入費について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している</p>		

	事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費 (5) その他看取り環境整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	
--	---	--

別表2の3(3)中

「大規模特別養護老人ホーム」を「(1) 大規模特別養護老人ホーム
(2) 認知症高齢者グループホーム」に、「需要費」を

「需用費」に改め、同表4(1)から(3)までを次のように改める。

(1) 事業者に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
簡易陰圧装置の設置に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所	簡易陰圧装置を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他簡易陰圧装置設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額。ただし、知事が認めた額を上限とする。	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニングに係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を	別表1に掲げる基準単価により算出された額	に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内

<p>従来型 個室・ 多床室 のゾー ニング に係る 事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 	<p>除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 	
<p>2方向 から出 入りで きる家 族面会 室の整 備に係 る事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 		
<p>多床室 の個室 化に要 する改 修に係 る事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模軽費老人ホーム (6) 大規模有料老人ホーム (7) 大規模短期入所生活介護事業所 	<p>多床室の個室化に要する改修に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセ</p>	

ントに相当する額を限度とする。)。ただし、次に掲げる経費を除く。

(1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費

(2) その他多床室の個室化に要する改修に関する事業として適当と認められない事業に係る経費

(2) 事業者に補助する市町に対して補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
簡易陰圧装置の設置に係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス	簡易陰圧装置を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他簡易陰圧装置設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価により算出された額。ただし、知事が認めた額を上限とする。	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未
ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニングに係る事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購	別表1に掲げる基準単価により算出された額	満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内

	<ul style="list-style-type: none"> (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス 	<p>入費について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 		
<p>従来型 個室・ 多床室 のゾー ニング に係る 事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス 	<p>入費について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 		
<p>2方向 から出 入りで きる家 族面会 室の整 備に係 る事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模介護療養型医療施設 (5) 小規模養護老人ホーム (6) 小規模軽費老人ホーム (7) 認知症高齢者グループホーム 	<p>入費について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 		

	<ul style="list-style-type: none"> (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 小規模有料老人ホーム (11) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (12) 小規模短期入所生活介護事業所 (13) 小規模短期入所療養介護事業所 (14) 生活支援ハウス 		
<p>多床室の個室化に要する改修に係る事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域密着型特別養護老人ホーム (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模養護老人ホーム (5) 小規模軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (9) 小規模有料老人ホーム (10) 小規模短期入所生活介護事業所 (11) 生活支援ハウス 	<p>多床室の個室化に要する改修に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他多床室の個室化に要する改修に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 	

(3) 市町等に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
簡易陰圧装置の設置に係る事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 (11) 地域密着型特別養護老人ホーム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス 	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費 (2) その他簡易陰圧装置設置に関する事業として適当と認められない事業に係る経費 	<p>別表1に掲げる基準単価により算出された額。ただし、知事が認めた額を上限とする。</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内</p>

<p>ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニングに係る事業</p>	<p>(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 (11) 地域密着型特別養護老人ホーム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス</p>	<p>感染拡大防止のためのゾーニング環境等を整備するために必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）及び備品購入費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(2) その他感染拡大防止のためのゾーニング環境等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>	<p>別表1に掲げる基準単価により算出された額</p>
<p>従来型個室・多床室</p>	<p>(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院</p>		

<p>のゾー ニング に係る 事業</p>	<p>(4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム (7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向 け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業 所 (10) 大規模短期入所療養介護事業 所 (11) 地域密着型特別養護老人ホー ム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業 所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護 事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向 け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業 所 (23) 小規模短期入所療養介護事業 所 (24) 生活支援ハウス</p>			
<p>2方向 から出 入りで きる家 族面会 室の整</p>	<p>(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模介護療養型医療施設 (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模軽費老人ホーム</p>			

<p>備に係る事業</p>	<p>(7) 大規模有料老人ホーム (8) 大規模サービス付き高齢者向け住宅 (9) 大規模短期入所生活介護事業所 (10) 大規模短期入所療養介護事業所 (11) 地域密着型特別養護老人ホーム (12) 小規模介護老人保健施設 (13) 小規模介護医療院 (14) 小規模介護療養型医療施設 (15) 小規模養護老人ホーム (16) 小規模軽費老人ホーム (17) 認知症高齢者グループホーム (18) 小規模多機能型居宅介護事業所 (19) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (20) 小規模有料老人ホーム (21) 小規模サービス付き高齢者向け住宅 (22) 小規模短期入所生活介護事業所 (23) 小規模短期入所療養介護事業所 (24) 生活支援ハウス</p>			
<p>多床室の個室化に要する改修に係る事業</p>	<p>(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模軽費老人ホーム (6) 大規模有料老人ホーム (7) 大規模短期入所生活介護事業所 (8) 地域密着型特別養護老人ホーム</p>	<p>多床室の個室化に要する改修に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、</p>		

<p>ム</p> <p>(9) 小規模介護老人保健施設</p> <p>(10) 小規模介護医療院</p> <p>(11) 小規模養護老人ホーム</p> <p>(12) 小規模軽費老人ホーム</p> <p>(13) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(14) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(15) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(16) 小規模有料老人ホーム</p> <p>(17) 小規模短期入所生活介護事業所</p> <p>(18) 生活支援ハウス</p>	<p>工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</p> <p>(2) その他多床室の個室化に要する改修に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</p>		
--	---	--	--

様式第2号中「消毒・洗浄、簡易陰圧装置設置、換気設備設置、ゾーニング環境等整備」を「簡易陰圧装置設置、ゾーニング環境等整備、多床室の個室化改修」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に旧要綱の規定により知事に対してされている交付の申請は、改正後の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の相当規定に基づいて、知事に対してされた交付の申請とみなす。